

後期高齢者医療制度のお知らせ

～制度の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました

【平成 30 年度（2018 年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円（かつ、被保険者全員が所得 0 円） ※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	9 割軽減



【令和元年度（2019 年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円（かつ、被保険者全員が所得 0 円） ※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	<u>8 割軽減</u>

■ 均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

【平成 30 年度（2018 年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円＋（27 万 5 千円×世帯の被保険者数）	5 割軽減
33 万円＋（50 万円×世帯の被保険者数）	2 割軽減



【令和元年度（2019 年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円＋（ <u>28 万円</u> ×世帯の被保険者数）	5 割軽減
33 万円＋（ <u>51 万円</u> ×世帯の被保険者数）	2 割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

【平成 30 年度（2018 年度）】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割軽減



【令和元年度（2019 年度）】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<u>制度加入から2年を経過する月までの期間のみ</u> 5 割軽減

※ 所得の状況により、均等割の軽減割合が 8.5 割または 8 割に該当することがあります。

◆ 令和元年度（2019 年度）の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1 人当たりの額】 50,205 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 30 年(2018 年)中の所得－33 万円) × 10.59%	=	1 年間の保険料 【限度額 62 万円】 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------	---	--	---	--

問合せ 保険料の決定に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
保険料の納付に関すること 税務住民課税務グループ ☎ 2513